

地域安全保障機構としての EU の可能性

— EU 警察任務の意義を通して —

森山あゆみ*

はじめに

I 章 EU の現代型紛争への取り組み—ボスニア・コソヴォにおける警察任務

1. デイトン合意後にみる平和構築活動の萌芽
2. ボスニアにおける警察任務
3. アメリカ型の紛争処理の限界と EU 型の紛争後処理の可能性
4. 新しい EU の取り組み—警察任務の強化
5. 現在のボスニア・コソヴォにおける警察任務—軍との共存の必要性

II 章 国際社会のなかでの地域安全保障機構としての EU の取り組み

1. 米欧関係—EU 内の温度差と分裂
 2. 米欧関係—実際の紛争処理に関する住み分け
 3. EU と NATO
 4. EU と国連
- おわりに

はじめに

ヨーロッパは 1648 年のウェストファリア条約締結後、20 世紀にいたるまで主権国家間での様々な戦争を繰り返してきた。そのような歴史の中で戦争を回避するため、もしくは

は戦争に勝利するために、各諸国は勢力均衡や同盟という安全保障上の体制を創りだしてきた。しかし現在のヨーロッパは、これまでの安全保障構造や概念を超え、EU という地域機構の枠組みで何ができるのかを模索し続けている。

冷戦期ヨーロッパにおいて地域同盟として大きな役割を果たしてきた NATO も、冷戦後は、90 年代の地域紛争を通して新たな同盟の意義を見出そうとしてきた。冷戦後の現代型の紛争は、これまでの国家間戦争という形ではなく、内戦やテロリズムといった国家という枠組みでは分析できない紛争に変化している。またこの現代型の紛争は、これまでの国際規範や国際法を適応することが難しく、これらに対処するためにはその影響を受ける国だけでは困難であり、また一国のみに影響が止まることもないことから、地域的取り組みの重要性が指摘される。つまり、現代型の紛争の特徴として、9・11 テロリズム以降の世界各国で続く混乱からも理解できるように、攻撃される側も攻撃する側も多様化していることがあげられる。

ボスニア・コソヴォに代表される旧ユーゴスラヴィアで起きた紛争は、東西対立が緩和された 90 年代以降ヨーロッパにおこった深刻な地域問題であり、またバルカン半島で

*本学商学部非常勤講師

の紛争はヨーロッパだけではなく、冷戦後の米国に対しても主要な問題を投げかけてきた¹⁾。このバルカン半島での紛争は、まず国家間戦争という紛争形態の変化を露呈したが、これは地域紛争、民族紛争の増加と表裏一体の現象であった。次に、NATOの存在意義も改めて問い直すきっかけを与えた。冷戦後その意義を失っていたNATOであったが、平和を手に入れたかに見えたヨーロッパ周辺で起きたこの問題と、その後のEU安全保障体制の強化が、NATOとEUがヨーロッパに共存する意義を問い直させることとなった²⁾。つまりEUとNATOの住み分けがボスニア・コソヴォ両紛争において問題となり、NATOが紛争地帯に介入し紛争を制圧し、その紛争後処理をEUが行うという関係が出来上がったといわれてきた³⁾。その一方で、EU憲法条約において欧州理事会から独立した外務大臣ポストを置くことをEUは積極的に進めており、EUは独自の外交政策を今後行っていくとしている⁴⁾。しかし、NATOとEUの能力格差は現在でも問題となっており、今後EUが現在のNATO（アメリカ）に追いつこうとすれば多大な防衛費をかけていかなければならない⁵⁾。そして、その能力格差は湾岸戦争そしてコソヴォ紛争において露呈されたが、9・11後さらに広がっていると指摘されている⁶⁾。

このような現状の中で、EUが冷戦後積極的に行ってきた紛争後の平和構築プロセスにおいて国際的地位を確立していくことは可能であるのか。そして地域機構が紛争後の処理に取り組むということはどのような意義があるのか。本稿では、この観点からボスニア紛争からコソヴォ紛争を通して、EUが現在に至るまで行ってきた警察任務の展開に注目し、それらが今後EUにとってどのような意味を持ちうるのかを捉えていきたい。警察

任務は、これまでその意義を国際政治の観点から捉えたものが少なく、その一方で、紛争国の紛争後の国家形成の中では非常に重要な役割を果たすことから、その分析を行っていく必要がある。つまり、今後地域安全保障機構が取り組んでいかなければならない課題として、破綻国家や紛争地帯を一国家として機能させていくことがあり、それらの取り組みは時に国連で謳われる人間の安全保障の確保、平和構築プロセス、国家構築と結び付けられることも視野に入れておかなければならない。そして、これらの任務を軍と警察の間である組織が行っていくことが注目されており、本稿ではそのEUの取り組みを考察する⁷⁾。I章では、EUが具体的に国際社会における一つのアクターとして地域紛争に取り組むきっかけとなった旧ユーゴスラヴィアでの活動に焦点をあてるが、紛争の経緯・詳細に関しては、これまで多くの論文が出ていることもあり、改めて概観しない⁸⁾。一方で、EUの対外関係を扱う著書も近年増えており、そこでは警察任務についても書かれているが、それはEUのミッションの一つとして捉えており、EUと国際政治の観点から書いている論文は少ない⁹⁾。その中でも紛争後の平和構築プロセスにおける警察支援について書かれた論文には、塚田洋論文がある¹⁰⁾。この論文では、文民警察機能を、軍隊の中の軍事警察と区別すべきものとして定義し、冷戦後国連が取り組んできた紛争国家再建の一つである民生部門からの紛争後国家の支援の重要な側面として、警察機能の強化を捉えている。本稿は、この部分が国連からEUへ移行し、そしてこの警察機能が、今後EUが国際社会の中で存在を示していく上で重要であると考えている。

国連の場合、加盟国がそれぞれの国の警察を派遣して、一つの国連警察体をつくってい

るが、それは国連ミッションでしばしば見られる多国籍軍の経緯と似ている。けれども近年 EU が行ってきている警察任務は、この国連における警察任務とはある種一線を画し、その始まりはフランスやイギリスの警務隊に近いものである。

まず I 章では実際の EU の活動をボスニアの事例を中心に概観し、近年の EU の特徴的な任務である警察任務の現状とその意義を捉えていく。次に II 章では、この EU の活動を国際社会とのかかわりの中で分析し、今後地域安全保障機構として EU が行っていくべき方向性を示唆していく。

EU の取り組みを概観することは、今後の日本にとっても重要となってくる。日本は第二次世界大戦後、アジアという地域から距離を置き、安全保障面をすべて米国との二国間同盟に頼ってきた。しかし近年の東アジア共同体構想や ASEAN の強化、中国―ロシアを結びつけている上海機構等、アジアにおいても地域主義が見直されている。それは、前述したように、現在の国際社会における脅威は、決して国家間関係のみでは捉えられず、また一カ国だけで処理できる問題でもなくなってきていることと無関係ではない。こういった点から、EU の取り組みを分析していくことは、今後のアジア、そして国際社会全体に寄与する部分が大きいと考える。

I 章 EU の現代型紛争へ取り組み

一ボスニア・コソヴォにおける警察任務

1. デイトン合意後にみる平和構築活動の萌芽
「デイトン合意」により終結を迎えたボスニア紛争は、それまでとは違い、国際社会が紛争を処理した後、紛争地帯の政治的状況の改善・政治的自立等を助ける段階まで紛争処

理の範囲を広げた。つまり、デイトン合意後のボスニアの平和は、主に国際社会の強力な介入により造られたものであった。

デイトン合意後、NATO は平和安定化部隊 (SFOR) を駐留させ、ヨーロッパは、欧州安全保障協力機構 (OSCE) と欧州共通外交・安全保障 (CFSP) 代表部の事務所を置いた。破綻した国家が経済を立て直していくことは大変困難であるが、ボスニアにおいては、駐留した NATO によりもたらされた経済効果が大きかった¹¹⁾。このように、紛争処理後、国際社会がどのようにその地域に介入するのかは、その後の地域の復興と関係してくる。ボスニアは現在でも欧州安全保障戦略 (ESS: European Security Strategy) における 4 つの優先的課題の一つであり¹²⁾、究極的な目的として、この地域のヨーロッパ化を目指しているが、デイトン合意後 10 年以上経った現在も根本的課題は残っており、それはしばしば EU にとって重要な外交課題となる¹³⁾。1991 年以来 EU はすでにボスニア安定のために約 3500 億円注ぎこんでおり¹⁴⁾、最終的には平和と安定をバルカン全体にもたらすことを目的としている。

ボスニアに駐留したこれらの組織が目指したのは、文民統制のもとで行われる国家安全保障政策や統合された命令系統の機能であった。その指針としてはボスニア国家内で武力を減らす一方で、統合された命令構造や集権化された市民命令系統の創設が重要視され、実際 1999 年から 2001 年にかけて武力を縮小することが行われた¹⁵⁾。そしてこのような国際組織はデイトン合意後少なくとも 3 年は駐留し、武力削減や防衛政策の再構築を指導していった。この指針はその後、ユーゴスラヴィア・コソヴォやアフガニスタン、イラクに見られるように、国際社会における国際規範に発展しようとしている。デイトン合

意後、ボスニアが安定化していくプロセスで、NATO の果たした役割が大きかったことは否定できない一方で、EU も独自の影響力を行使し始めていくところであった。

2. ボスニアにおける警察任務

1995 年 12 月から始まったボスニアにおける国際的警察任務 (IPTF: International Police Task Force) は 2003 年 1 月にアメリカ、国連、NATO から EU に引き継がれた¹⁶⁾。引き継いだ後の EU 警察ミッション (EUPM) はボスニア警察の管理的そして機能的能力を監視し、指導、そして検閲する委任統治権を手に入れた。つまり実質この EU 警察ミッションがボスニアの治安維持にあたり、2005 年までにボスニア警察機能が専門的に、政治的に中立的になること、そして民族的には公平な法的強制システムになることを目指した。その EU 警察ミッションには 4 つの戦略的優先事項があった。1. 警察の独立と責任、2. 組織化された犯罪そして腐敗の撲滅、3. 財政的成長力そして持続性、4. 管理レベルの組織とその組織を収容する場所、である。これらの戦略のためにも、犯罪を取り締まる警察プログラム、犯罪上の正当性、国内情勢、警察統治、一般市民の秩序と安全、国境警備サービスそして国家調査保護組織 (State Investigation and Protection Agency) 等を組織化した¹⁷⁾。

けれども実際、EU 警察ミッション開始からほぼ 1 年が経過した 2004 年 12 月段階の報告では、EU 警察ミッションの機能は未だに小さなものであるとされていた¹⁸⁾。根本的な改革そして警察の再構築が目下の仕事であるが、専門的かつ政治的中立を保った、そして民族的に平等な警察をつくるまでには長い道程が必要であった。問題点は委任統治の形態と人材不足であった。目指しているのは、

ボスニア自身がボスニアを国家として保っていくこと、そして少しでもヨーロッパ標準に近づくことであるが、委任統治の問題は、時に人事の問題でもあり、EU 警察ミッションは公務員を改革するのに適した人材を持っていない上に、このプログラムを通しての警察改革が必要であった。その一方でシニアレベルのポジションを委任するのに、経験のない若い士官しかおらず、彼らに多くのものを要求しているという現状もあった¹⁹⁾。現在、このような紛争処理、平和構築などの過程では、専門家の数が足りない問題が出てきているが、EU 警察ミッションも例外ではなく、専門性と経験を持つ文民をとり入れていくなどの改善の余地を残している。

ボスニアやコソヴォでは、NATO により軍事ミッションが行われたが、実際紛争処理の段階で最も複雑で難しいオペレーションは、紛争後である²⁰⁾。現在のイラクやアフガニスタンでも見られるが、実際武力行使により紛争を一時的に鎮圧したとしても、もともと脆弱であるそれらの紛争国が自らの力で復興していくのは不可能に近い。なぜならば、紛争後から平和維持や平和構築を行っている移行期には、国内の法制度や政府が脆弱であり、軍部と市民そして国外と国内という 2 つの軸が交錯しているからである²¹⁾。EU はボスニア紛争処理をきっかけに本格的に域外派遣に踏み出し、破綻国家やテロリズム、大量破壊兵器削減に取り組み、そして崩壊してしまった国家を建て直すという平和構築活動に着手しはじめたのである。

3. アメリカ型の紛争処理の限界と EU 型の紛争後処理の可能性

最近私たちが頻繁に耳にする平和構築や平和と政策という言葉の裏側には、その平和を作り出すのに、最終的に軍事力を用いるという

状況が存在している²²⁾。実際、法を整えていく際に、法が根付く前に、まずそこに住んでいる人々の間の紛争を、武力を用いて治めなければならないという矛盾した状況が存在している。実際、ここで取りあげた EU の警察任務の取り組みは、この平和構築や平和政策の実際の行動の一つであると考えられ、法執行支援をするものとしての警察が期待されている²³⁾。つまり、この警察任務とは平和状態を取り戻すための強制としての介入が行われているのではなく、一応紛争が終結した時点にその国家に入り、その治安を維持する任務を行うものである。

今回のイラク戦争において NATO はイラク警察の訓練を行う後方支援的な活動を行ってきた²⁴⁾。なぜ、圧倒的な軍事力で紛争を解決することにのみ神経を集中させてきた NATO (米軍) が、このような後方支援活動をおこなうのか。それは、今後、イラクやアフガニスタン以外に、イラン、台湾、朝鮮半島とアメリカが介入していく確率がある場所に、ヨーロッパが、常に同盟国として賛同して参戦することが容易ではないと考えるからである²⁵⁾。最近ではヨーロッパはアフガニスタンにおいて、軍事的な活動も後方支援の活動も行っている。その一方でこの事実、アメリカのユニラテラリズムが国際社会にとって絶対的なものでないことを推測させる²⁶⁾。つまり、現代型の紛争にはアメリカ型の武力中心の対処だけではなく、安定化作戦 (Stability Operation) という紛争処理後の国家構築や平和構築を含む作戦行動が必要である。安定化作戦の基礎作りには、冷戦後の EU の取り組みも大きな役割を果たしてきた。EU は、EU 軍として、そして NATO 軍として冷戦後に頻発した地域紛争へと積極的に介入し、ただ単に軍事的に制圧するというだけではなく、その後の国家再建を

手伝った。これらのプロセスを近年では平和構築 (Peace Building) として国連を中心として概念化している。そしてもう一方で、国家構築 (Nation Building) も冷戦後の重要な国際紛争処理におけるキーワードである。冷戦後、アメリカ主導で行われた大きな軍事オペレーションの中で、ソマリア、ハイチは失敗に終わり、ボスニア、コソヴォは成功に終わり、そしてアフガニスタン、イラクは未だ問題を含んでいる²⁸⁾。そして今後この後方支援も含む紛争介入がポスト冷戦の世界においての普遍的な形となると考えられ、米軍もこれらを含んだ作戦行動を立てていかなければならなくなっている²⁷⁾。

実際これらの安定化作戦に必要なことは、これまでは別々の組織が別々のタイミングで行っていた軍事的活動と非軍事的活動を同時に行っていくことであり、いずれ NATO も米軍もその重要性から軍事組織の変換を考えていかなければならなくなる。ボスニア紛争処理以降の EU が、これらの軍事的活動と非軍事的活動を併せ持つ行動を行ってきた²⁹⁾。これら準軍事的活動は、国家の根幹を作っていくという意味で軍事的活動よりも市民生活に根ざした活動を行えるものとして期待される。また武力の独占である警察機能と軍事機能を同時にこなせる組織の形成の重要性は大きい。1990 年代以降の紛争の多くが私達に課してきたことは、ただ単に軍事的紛争を処理するというだけではなく、地域に根ざした政策を行っていくことが重要であるということであった。

4. 新しい EU の取り組み—警察任務の強化

ヨーロッパでは、ボスニア・コソヴォ両紛争を通してアメリカとのセキュリティー・ギャップが取り沙汰される一方で、ヨーロッパ側は単にアメリカの軍事力に追いつこうと

いう姿勢で取り組むのではなく、ヨーロッパが独自で展開できる新たな任務を模索し始めている。そういった取り組みの一形態がボスニアやコソヴォで見せた非軍事支援、特に警察任務支援であり、これらはしばしばアメリカの後片付けと揶揄されたが、これらを通してヨーロッパは自らの役割を強固にしつつある。その中でも、文民色の強い形態として警察軍 (Constabulary Forces) が EU の特徴として挙げられる。この節では、EU が取り組むこの新たな警察軍の詳細について、前米国国務副長官のアーミテージ氏が書いた論文にそって概観・分析を試みる³⁰⁾。

ヨーロッパでは近年、この警察軍の存在から EU の地域的な地位を確固たるものとしようという考え方がある³¹⁾。この警察軍は軍事的能力の訓練を行ってきているが、武力を用いるのは最小限もしくは非武装で任務につくこととなっており、その任務自体も普通の政策の一環である。彼等はまた武力行使を行わない限りに、できるだけ交渉により潜在的暴力を回避することを望み、敵を崩壊させることを目的とするより、紛争管理者という意味合いの方が強い。この警察軍には、以下の具体的な役割がある³²⁾。1. 紛争地帯の幹線道路等の保護、2. 市民生活の再構築、3. 刑務所の設置、管理、4. 警察の創設、訓練、5. 法制度・機関の設置等である。結局これらの警察軍は平和構築、国家構築の一環を担う重要なポジションであるといえ、ヨーロッパはこのような非軍事的なものを通して予防外交、紛争処理を行っていかようとしている。一方でアメリカ側はこのようなプロセスを米軍が本来なすべき任務であるとは考えていない。もちろん警察能力の強化は米軍が展開する戦略の中にも含まれているが、決して適切な訓練や装備が伴っているとは限らない。ヨーロッパが所有している警察軍として

は、はじめはイタリアのカラヴィニアリイやフランスのジェンダメリなどが中心であったが³³⁾、現在では組織化されたものがさらに発展している。このヨーロッパにおける警察軍の歴史は、自由主義が西欧にもたらされてから発展した警察に由来する。当時警察は本来国民に対して政府が強制を行うものであったが、それが後に外からの攻撃から国民を守るもの、つまり軍隊の役割を担うようになり、現在に至っている³⁴⁾。

2004 年 9 月に、オランダの EU 代表部において、EU5 ケ国 (フランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン) が EU 警察軍 (EGF: European Gendarmerie Force) を創ること、その司令部をイタリアに置くことを決定した。具体的に EU 警察軍が始動しはじめたのは 2005 年後半になってからであり、すでに 900 名が様々な任務を開始ししている。この EU 警察軍には EU 国家なら参加する意思と能力さえあれば参加でき、その役割は具体的には前述した個別の警察軍と同じで、公の秩序を監視することや、警察のトレーニング、都市機能の維持、群集コントロール、道路・土地の保護、テロリズムや組織化された犯罪との戦いを行う。EU 加盟準備国もオブザーバーとして参加することができる。実際コソヴォでは前述したイタリアのカラヴィニアリイが地元警察と共に合同パトロールを行っている。これはただ単に地元警察とパトロールを行っただけではなく、NATO 平和維持軍を助ける役目も担っていた。こういった警察機能だけではなく、軍事機能も備えていることが、この EU 警察軍の利点である。

ただ、問題点がないわけではない。ヨーロッパは EU 警察軍に関する宣言の中で、紛争を含むいくつかの側面で活動ができると謳っているが、EU 警察軍はこの 1、2 年で急速に発達したものではなく、2001 年ヘッ

ドラインカタログの中ではすでに、2003 年までに 5000 人の警察を準備し、その中の 1400 名に関しては 30 日以内に展開できることを目指していた³⁵⁾。そして 2004 年にはさらにこのカタログを更新し、EU 新加盟国をふくむ EU メンバーが危機管理に 5700 名以上の警察を展開できるよう決められた。結局のところ EU 警察軍は長い間蓄積されてきた体制のままであり、組織として経験の面からも信頼できる一方で、EU からの継続性が停滞感をもたらすという問題も懸念される。さらに、EU 警察軍の調整や戦略の方法はハイレベルな協議で決まっているので、EU 作戦行動の枠内で決まれば、その責任は EU 政治安全保障委員会へ移る。この委員会では、実際警察軍を派遣できる EU 加盟国は 5 ヶ国しかないにもかかわらず、EU27 カ国が意見を述べることができ、さらにそれぞれに拒否権を持っている。このようなわかりにくく、かつ展開しにくい政策決定システムは EU 警察軍の発展を拒んでいるかのようである。さらに、この EU 警察軍にはいくつかのプロセスが存在し、まず、初期の時点での軍とともに政策任務を実行する段階、次に軍部とともにもしくは独自で地元警察もしくは国際警察組織と調整し協力する段階、最後に軍部の介入がない段階がある。そして最終的には、市民が自ら統治できるように、警察を地元民に対して受け渡すことを目指している。

5. 現在のボスニア・コソヴォにおける警察任務—軍との共存の必要性

2004 年 3 月には、既に落ちつきを見せていたコソヴォにおいて、アルバニア人側とセルビア人側との衝突がおこった。その際にはコソヴォ国際安全保障部隊 (KFOR) のみで鎮圧することはできず、実際 2500 名の NATO 空軍や、750 名のイギリス陸軍や、ボ

スニアに展開していたボスニア平和安定化部隊 (SFOR) からアメリカ、フランス、ドイツ、イタリアが鎮圧に参加し、無事に収まったという経緯がある³⁶⁾。現在のコソヴォは一応落ち着きを見せており、コソヴォ国際安全保障部隊 (KFOR) は 24 の NATO 国そして 12 の非 NATO 諸国からなる 16000 人が展開している。2006 年 9 月からは、このコソヴォ国際安全保障部隊 (KFOR) に命令指揮系統が移されており、ここでは 5 旅団規模の多国籍軍が、それぞれの安全保障部門を管理している。そこに、多国籍からなる特殊部隊 (MSU=Multinational Specialized Unit) がコソヴォ自治州の首都プリシュティナに展開しているが、この多国籍からなる特殊部隊に、イタリアのカラヴィニアリイやフランスのジェンダメリといった警察軍が展開されている³⁷⁾。この 2004 年以降の一連の流れは、いったん紛争が起きるとやはり警察軍だけで対処することは難しく、平和が定着するまでは、軍の展開とともに警察や文民による平和政策という二重の作戦行動が必要であるということを実証した。実際 2004 年 3 月に起きたコソヴォのアルバニア人側とセルビア人側との対立では、暴動をコントロールする警察軍や歩兵を含む作戦行動 SOFOs (Show of Force Operation) が展開された。現在もこれらは展開されており、アルバニア人側とセルビア人側それぞれに抑止効果を与えている。この SOFOs は通常多国籍から構成されるが、治安の悪化が予想される場合 (例えば国連によるコソヴォの独立の交渉中など)、即応部隊も展開することができる。

また 2004 年 3 月以降は、連絡監視チームが作られ、多国籍軍と地元人との総合連関が盛んである³⁸⁾。さらに軍民協力部門 (CIMIC: Civil-Military Co-operation) がコソヴォ地方の生活の質や、コソヴォ国際安全保障部隊

(KFOR) に対する人々の認識を改善した。軍民協力部門の役割には、雇用促進や、学校創設、重要なインフラ整備等が含まれている。このように、紛争後の軍隊の役割は、通常の軍隊の役割とは違い、もっと地元の人々との生活に密着しているものである。しかし、軍隊はやはり軍隊の訓練しか受けておらず、またその設備も民衆と向きが合うのに適していないものも多い。

残されているのはコソヴォ自治州の独立問題であり、この問題は国際社会にとっても大きな課題である³⁹⁾。2007年2月には国連特別代表・前フィンランド大統領のアンティサリ氏が、コソヴォ自治州の独立に関して、今後EU監督の下でコソヴォの人々自身がルールを決め、国旗や国家、軍隊、政府を持つことも許していくということを提案したが、即座にセルビア側から拒否され、また即時独立を求めるコソヴォ側からも却下された⁴⁰⁾。また、現在コソヴォ自治州の独立をめぐるのはEUとロシアが対立姿勢をみせている⁴¹⁾。つまり、現在安定しているように見えるが、依然火種は残っており、その火種がくすぶりつつも国家として歩んでいっているのが現状である。この状態は、コソヴォのみにとどまらず、現在のアフガニスタン、イラクも同様であり、軍を展開しつつも、国家として成立させていくために、日々国家としての機能を強化していかなければならない。つまり、軍事手段を用いることができるが、けれども文民として展開できるということが、通常紛争後には重要なのである⁴²⁾。そしてその際に、手助けを行う警察や警察軍の存在は大きいと言える。

II 国際社会のなかでの地域安全保障機構としてのEUの取り組み

1. 米欧関係—EU内の温度差と分裂

90年代の旧ユーゴスラヴィアでの地域紛争を通して、EUは自らの軍事態勢を強固にし、アメリカとの対等の関係を作ろうとしてきたが、一方で、これらのヨーロッパのユーロイズムに警鐘を鳴らす声もある⁴³⁾。ヨーロッパは防衛面で独自の共同体強化を図っているが、根底にはアメリカ軍事力の傘下にいることに安心を覚えているか、またはそれに頼らなければならない現状があり、EUの外交政策が一人前になるのもまだまだ時間を要すると考えられている⁴⁴⁾。例えば、軍事費を仮にアメリカが費やす半分のものをEUメンバーで集めたとしても、アメリカの能力の半分にはまったく満たない状態である⁴⁵⁾。イギリスとフランスはGDPの2.5%を防衛費に当てているが、その他のEUにおける比較的大きく豊かな国はそれに近いが、そこには至っていない。仮にイタリア、スペイン、ドイツ、オランダがそれぞれGDPの2.5%まで軍事費比率を上げると、軍人ひとりあたりの近代化の割合がアメリカのそれと比較できるものになるといわれている⁴⁶⁾。けれどもこういった物理的能力以外にさらに政治的意思の問題がある⁴⁷⁾。対イラク戦争で米欧間に入った亀裂であるが、それは概して仏独対米英の対立に表された。これら4ヶ国はイラク戦争以前よりEU防衛政策をめぐる対立してきたが、ユーロに参加していない事から、欧州防衛政策に関しては唯一指導権を持ちたいイギリスとそれに対してアメリカ抜きで多極世界を目指していきたいフランス、そしてそれを支持するドイツという形はすでにできあがっていた。2005年初めにブッシュアメリカ大統領はイラク戦争で溝をつくった欧州

の国々をめぐる旅に出かけ「耳をかたむける旅」と自ら呼んだ⁴⁸⁾。

現在アメリカ側もヨーロッパ側も大西洋関係の変換を察知している。アメリカ側はこれまでのワシントンを中心とした大西洋関係の継続を目指し、その一環でテロリズムとの戦い“グローバル戦争”を戦っていきたいと考えている。一方でヨーロッパは、ボスニア・コソヴォで自らの弱さを知った上で、アメリカ無しで自立できる道、もしくはアメリカとは違った国際貢献を行っていける道を模索している。そしてヨーロッパを特徴付けるものとして、ローエンド、平和構築、紛争後の処理等様々な活動を行ってきている。

イラク戦争時のドイツ首相、フランス大統領はともにアメリカと距離を置く、シュレーダー首相、シラク大統領であったのに対し、現在は、ドイツ・フランスとも親米派であるメルケル首相、サルコジ首相という組み合わせであり、今後米欧関係は、90年代後半から2000年前半に見られたそれとは変化が起きてくると考えられる。

2. 米欧関係—実際の紛争処理に関する住み分け

現状から考えられる現代型の紛争処理に効果的な対応策としてはいくつかの類型化ができる⁵⁰⁾。まず、組織化された敵を中立化させる高度な武力勢力が必要であり、次に、群集や組織化された暴力でも、低いレベルの暴力をコントロールする警察的もしくは準軍事的組織の整備の確保が挙げられる。さらに、合法的で裁定能力のある組織を再建するために地域に根付いた法律執行組織の整備も必要である。これまで米軍は主に第1の「高度な武力勢力の展開」を中心として対応してきたが、それらはすべてに適応しているわけではない。つまり近年の作戦行動で米軍は問

題ごとに最適なオプションを選択することができず、常にエリート部隊である特別機能部隊や伝統的な軍事政策である安定化再構築任務のみを行ってきた⁵¹⁾。米軍の特殊部隊(SOF: Special Operations Forces)や安定化再建任務(S&R: Stabilization and Reconstruction Tasks)がこういった紛争処理には向いていないことは、これまで行ってきた訓練や装備の問題からも明らかなことである。一方で、ヨーロッパの警察軍は歴史的に見ても、国内での問題に対処することに適している。ヨーロッパのこの部隊は様々な警察軍的、そして法執行勢力としての経験をつんできたことは上述したとおりである。これらの部隊は、難民の帰還や組織化された犯罪、テロリズムなどに対処する。イタリア軍は98年8月から99年1月までの約半年、ボスニアでの多国籍特殊部隊(MSU: Multinational Specialized Unit)に参加し、フランスもこれまでハイチ、エルサルバドル、カンボジア、西サハラ、ソマリア、ルワンダ、バルカン等様々な土地に展開している。同様にオランダ、ポルトガル、スペインもアフリカ、バルカンでの様々な作戦行動に参加している。

このような新しい対応能力のあり方はヨーロッパが一番進んでいる例であり、米軍そして日本も例外なく今後対応せざるをえなくなる分野である。実際軍隊は戦争をするために作られるものであり、またそれらの訓練も動揺に戦争を意識してのことである。これらの組織が破綻国家、紛争国家の紛争処理を行う際、現行のアフغانستانやイラクのように弊害が生じてくる。今後米軍がこれらの分野に対応できるように変容していくことに関しては疑問が残る。なぜならば米軍はこれらの役割をヨーロッパにまかせ、大西洋関係を強化しつつ、グローバル社会に対応していくことを目指しているからである。そこでは、米

軍が軍事オペレーションを行い、EU が紛争処理、平和構築等を行うという住み分けが前提とされている。民族紛争やテロリズムの犯罪は、主に人身売買など組織化された犯罪、違法な武器輸出、政治的弾圧、難民流出、人権無視等といったあらゆる問題と結びついており、これらの問題が先進国にも影響を及ぼす点でグローバルな問題といえる。これに対抗するためには、ただ単に圧倒的な武力で戦うだけではなく、先進諸国を中心に広がっている価値観である民主主義、法の支配、健全な市場、近代化や教育で対処していくということが必要である。そのためにも、破綻してしまった国家を先進国が支えていくことが重要であり、その際には軍隊だけでは成し遂げられないことが出てくるといえる EU 諸国に対する期待は今後ますます高まっていくと考えられる。

3. EU と NATO

NATO の本来の意味は共産主義諸国に対する集団防衛機構であった。冷戦の終結によりその本来の意義は失われたが、一方で、バルカン半島で起きた紛争をきっかけに地域紛争解決のための機構へと変化の一途を辿るようになった。アーミテージ前国務副長官は、今後 15 年間に起こる紛争のなかで米軍や NATO などのパワーを必要とするものは少なくなると考え、一方で脆弱国家や貧困、宗教的急進者達に立ち向かっていくことが必要となると述べている⁵²⁾。つまり、米軍も NATO もこれまでの伝統的な軍の展開ではなく、新たな展開を行っていく必要がある。現在では、米軍も NATO 軍もこれまでの部隊が減らされ、機能に沿った専門化された部隊が展開されてきているという傾向がある。これは単に戦争の性質が変わりつつあるという点からのみではなく、米軍が同時に介入している

紛争が増える一方で、EU が持つ警察軍のみでは広範囲を長期にわたり展開できないという問題と表裏一体でもある。米軍が近年行ってきたトランスフォーメーションは新たな展開であったが、ここで行われているのは、部隊の質そのものではなく、部隊の配置の転換であった。けれども一方で伝統的安全保障の考え方に対する信頼も根強い。たとえば集団安全保障の観点から、イスラエルを NATO に加盟させるという議論は根強いが、結局のところ、伝統的な安全保障体制は“防衛”せざるべき領土を前提としているから、イスラエルをこの枠組みで防衛していくことは今の時点では難しい⁵³⁾。さらに近年、現在の多角化した紛争形態もこれまでの伝統的な安全保障体制との連続の中で捉える見方もある⁵⁴⁾。このような意味でも、伝統的な安全保障体制に変わる新しい枠組が必要とされる一方で、その重要性は変わらない。

ボスニア紛争時のアメリカの国連代表であった R. ホルブルックは、NATO の 90 年代の拡大はバルカン半島に依然存在している民族主義者やロシアの脅威の存在からも中欧において重要な役割を果たすと述べている⁵⁵⁾。一方で NATO は今後 10 年間ににおいてどのような安全保障体制を整えていくかによっては死活問題になると考えられる。そこにはバルカンの安定化そして同時に新しいヨーロッパの秩序を造るというヴィジョンが必要であり、ホルブルックは戦後の NATO を 3 つの段階に分け今後の NATO の役割を予測する⁵⁶⁾。

最初の段階は 1940 年代後半の同盟の創設期、つまり冷戦そのものである。次に、1990 年代の冷戦後、NATO が拡大・再編成された時期であり、この時にはじめてこれまでとは違う地域紛争（ボスニア・コソヴォ）に取り組んだ。そして第 3 の段階が現在であり、そ

こには根本的な疑問である「NATO は NATO 域外の問題にも対処していくグローバル体制をとるべきか」という問題がある。ボスニア・コソヴォは NATO 加盟諸国にとって危機を与える場所であったが、実際は NATO 同盟外の問題であった。そこにどのような正当性を持たせていくのが今後の大きな課題のひとつである。そして、現在 EU が目指している地域安全保障の形態と NATO がグローバル化の中で取り組もうとする戦略は、この点で同じ問題に取り組もうとしている。

ボスニアとコソヴォが EU を軍事的に変化させたことは間違いなく、それまでイギリスは強く EU における独自の防衛政策を拒否していたが、98 年オーストリアにおける非公式首脳会議で EU が地域紛争に対処する能力をもつべきであると述べた。その際イギリスの立場から、EU が CFSP 機能を強化しつつ、最終的な防衛は NATO が行うことを主張した。バルカンにおいて、NATO はただ単に軍事的活動をしただけではなく、EU そしてアメリカの指導のもと、警察機能、裁判制度、技術者支援、選挙管理等、これまで国連や EU が得意としてきた分野を支援できたといってもよい。EU や国連がこれらの活動を安心して行えるのもやはり NATO の軍事ミッションの上で成り立っているからである⁵⁷⁾。

冷戦後の NATO と EU の問題は主に、どのように NATO が EU の軍事的オペレーションを助けるのかという点に焦点が当てられがちであったが、現在は EU 主導に変わりつつあるという見方もある⁵⁸⁾。つまり、EU が政治的統合を目指す一環で安全保障政策を統一化しようとしていた時点で起きたバルカン問題では EU は NATO なしでは何もできなかった。けれどもその後、組織的変革、協同訓練を含む実際の活動を通して EU はまさに現在、地

域安全保障機構として新たなグローバル社会におきるさまざまな問題に対応できる組織へと変化しつつある。そこにはアメリカと違いただ単に力によって相手を抑えつけるという手法ではなく、民、軍、官それぞれを用い破綻した国家や民族を立てなおしていこうとする国家構築、平和構築の理念が表れている。

4. EU と国連

現在の国際社会は混沌としており、戦争もしくは紛争により文民が死ぬ確立は以前の国際社会よりも高くなってきている。グローバル化は世界を 1 つのステージとし、これまでの国家という国際政治の主要アクターだけではなく、非国家主体の動きを促進させた。そして時にそれらは連帯し、異なった宗教、イデオロギー、歴史等を持つ集団を攻撃する。地域紛争もテロリズムも、グローバル化や冷戦の終焉が影響を与えたことは確かであるが、前者は国内問題ともいえる内向きの攻撃を行うのに対して、後者は国際社会という外に向かう攻撃を行う。そして、時にパレスチナ地方に見られるように、地域紛争もテロリズムも、ともに共存する地域がある。どちらにしてもこれらは、これまでの戦争とはまったく異質の新しい現代型の紛争である。

冷戦後、EU も NATO もアメリカもこれらの紛争に関わってきたが、国連の果たす役割も少なくなかった。間違いなく国連は最も多様な経験を持ち、その正当性も NATO や EU といった地域機構とはまったく異なる。つまり国際社会で唯一認められている巨大な公的権威であることは否定できない。けれどもその一方で、正当性を持ちながらも加盟国内で 5 ヶ国だけが持つ拒否権のためにその行動はしばしば制限され、その活動も形骸化していると揶揄される。仮に国連安全保障理事会で

決定が行われても、実際の作戦行動への決定は安保理議長やそのスタッフに任せられ、次の安全保障理事会まで延ばされる。その期間には6ヶ月ほど開く場合もある。またこれらの決定に対して常任理事国は影響を及ぼすことがあっても、紛争地域に兵をだす国家には公式に意見を述べる機会はないという問題点もある⁵⁹⁾。

また前述したように、国際機関の問題としては、人材不足がしばしば取り上げられる。例えば、欧州安全保障協力機構（OSCE）がパーマネントの職員をほとんど持たず、専門家は必要に応じて契約する形となっている⁶⁰⁾。この専門家の育成も現在の紛争処理では大切な論点である。結局多様化する紛争にこれまでの軍隊の形では対応できなくなっている中で、個々の事例にあわせて通常の国家は軍を編成できない。その際に、国際機構における専門家が非常に重要となってくる。

その一方で、国連の利点としては、国連軍の多くが、非先進国から雇われており、西側の軍人を使うよりは費用面では効果的であり、具体的には1年間に18ヶ国からおよそ7万人の兵士を雇い、約40億ドルを使っているが、それは米国がイラクで1ヶ月に費やす費用よりも少ない⁶¹⁾。これら軍人を雇うことができるのも国連だからであり、多様な人材を比較的短期間で集めることができる。国連は自ら紛争処理を組織化し役割を果たすだけでなく、NATOやEUが行っていくミッションにおいても重要な役割を行うようになってきた⁶²⁾。

その政策決定方式にも3つの組織には違いがある。NATOの決定はコンセンサス方式であり、すべての国家は拒否権を行使することができる。国連が半年に一度決定を行うのに対して、NATO議会はもっと連続的に決定を

行っており、議決は増加している⁶³⁾。またNATOの司令部は、ヨーロッパの加盟国に対して直接命令できる体制を敷いており、国連による命令と比べても、大きくそしてさらに複雑なオペレーションを行うことができるようになっている。EUの安全保障防衛分野における政策決定もまたコンセンサス方式によるものであり、EUの中での軍事的、政治/軍事的スタッフはしばしばNATOに頼むことができ、計画やその他の機能を行ってもらう⁶⁴⁾。そしてEU軍もまたNATOのようにコスト面で高い軍隊を保持している。EUは国連軍とは違いNATO同様、参加国政府に対して1日単位ベースの軍事的機能の可能性を要求する。

この国連、NATO、EU、3つのそれぞれの違いから西欧諸国はこれらの中の、どの組織に軍事機能を持たせるべきか考えることになるが、コスト面、経験の豊富さ、そして一般的に受け入れやすいものとして国連の重要性は否定できない。つまり西欧諸国にとって最適な選択は、国連の平和維持機能を強化し、実行していくことである。国際組織もしくは地域組織と国際紛争の関わりは、普遍的なものではなく、地域または紛争ごとに様々である。よってその一般的な定式化は難しいが、その一方でここでは、国連、NATO、そしてEUがそれぞれに得意分野を持ち、その側面に応じて対応できるようになることが非常に重要になる。NATOは圧倒的な軍事力を誇る一方で、国家構築等、文民レベルでの機能には弱く、その多くを国連やその他の連合国のどこかへ頼ることになり、EUも軍事的ミッションを自らの組織で行っていくには不安を残している。このことから、国連、NATO、EUそれぞれが自らの得意分野を活かしながら国際社会全体で現在の国際紛争に対応していくのが合理的判断である。

おわりに

本稿は、冷戦後の地域紛争における EU の地域安全保障機構としての役割を考察してきた。その中でも特に、EU が NATO や国連とは一線を画し、冷戦後、政治的統合を進めながら独自に取り組んできた警察任務について取り上げた。そしてこの EU 独自の取り組みが今後どのような意味を持ちうるのかを考察したものであった。

まず、本稿において議論を進めていく際、先行研究について言及しておく必要があった。これまでの先行研究では、EU が行ってきたミッションの一つとし警察任務を捉えることはあっても、そこに焦点を絞った論文の数はまだ乏しいということがいえる。そしてここでの警察任務は、今後地域紛争後にどのように国家を再建していくのかという点においては重要な側面であった。また EU はその先駆者であり、現在もその役割は大きいことから、詳細を捉えることに意義があった。次に、これは EU の地域紛争への取り組み全体にも関係しているが、国際政治学からのアプローチが少ないということがいえる。EU が 90 年代以降取り組んできた政治的統合は、EU の地域研究の枠組みで捉えられることが多い一方で、国際社会においてその政治的統合が今後どのような観点から捉えられるべきなのが見えにくい。このような先行研究における特色から、まず、本稿 I 章では、警察任務の詳細をボスニア紛争後処理に関する事柄を中心に概観した。そこでは EU の特色をアメリカ型の紛争処理と比較し、明確化した。そして、その取り組みが実際どのように強化され、そして現在に至っているのかを時代を追って捉えた。次に II 章においては、この EU の地域紛争への警察任務を中心とする取り組みが、国際社会の中でどのような意義

を持ち、今後どのように発展していくべきなのかを、米欧関係、NATO と EU の関係、そして国連と EU の関係を通して考察してきた。実際米欧関係は、冷戦期そして冷戦後を通して親密であり、様々な問題を抱えながらも常に国際社会に対して足並みをそろえてきた。その一方で、EU は実際に 1999 年初夏のコソヴォにおける出来事に直面して、新しい外交の決意をした⁶⁵⁾。つまり、新たに、EU 独自でも国際社会に対応しようと決意することになったのである。そして NATO との関係においては、そこでは対アメリカに対しての関係とは違い、独自路線のみを強調するのではなく、自らの得意な分野で活躍したいながら、今後も協力そして協調していきたいと考えている。現在世界が抱える問題の多くはただ単にアメリカだけの問題ではなく、その一方でヨーロッパのみに関わってくる問題でもない⁶⁶⁾。例えば、アメリカは依然としてイスラエル、パレスチナ、イラクといった中東もしくはアラビア半島に神経を集中させており、アジアにおいては北朝鮮の核問題、中台関係などがある。その一方で、ヨーロッパが身近に抱える外交問題といえば、東南欧諸国やロシアとの新たな冷戦問題がある。このように互いの向かう矛先が違う一方で、アメリカはイラク戦争における疲労からか、世界の警察の機能を果たせずにいる⁶⁷⁾。そして最後に国連との関係であるが、国連は EU にとってだけではなく、すべての加盟国にとって普遍的で正統性を唯一もった国際機関である。そういった意味で、国連の意義を改めて問い直す必要はないが、この国連の存在意義を認めながら地域機構に何ができるのかを模索していく必要がある。この地域機構は、地域紛争が起きた際に、その紛争による利害関係もあることから、対応が早くなり、また国連よりも政策決定プロセスが煩雑では

ないことから対応の即時性が留保できるというメリットがある。

このように、EU が冷戦後行ってきた取り組みは一見能力的にも危うい時期もあったが、けれども、アメリカ、NATO、そして国連とともに歩みつつ、安定感のあるものへと変化してきた。2007 年度はフランス大統領がシラク氏からサルコジ氏へと代わり、またイギリス首相もブレア氏からブラウン氏へと交代したことにより、少しずつ EU 全体の外交にも変化が見られる。また、来年にはアメリカ大統領選挙も控えており、現ブッシュ共和党政権にかわり、ヒラリー・クリントン民主党候補やバラク・オバマ民主党候補が大統領になった場合も、新たな影響が出てくるかもしれない⁶⁸⁾。懸念材料としては、このように政権が変わることにより、米欧関係の雰囲気の変化し、それまで取り組んできたことが再度問い直される等の影響が出てくることである。そして今後、こういった政権交代により影響を受けないためにも、EU が確実に外交政策の指針を作っていくことが重要である⁶⁹⁾。

最後に、2006 年 7 月に起こった地域紛争の 1 つ、レバノン紛争から警察任務の重要性を考えてみたい。レバノン紛争では、レバノンのイスラム教シーア派組織ヒスボラがイスラエルと交戦し、結局 30 日あまり続いた紛争は国際社会の介入で一応停戦した。けれども実際、現在もヒスボラが事実上実効支配をしている。そのような中で、ヒスボラは基盤地域での復興支援のみに止まらず、治安維持や交通整理等「警察権」の行使も行っている⁷⁰⁾。このことは、ヒスボラがレバノン国家内にさらに「国家」を形成しているのだと指摘されている⁷¹⁾。このように、実際一旦治安の悪化した地域を立て直すに当たり、警察の果たす役割は大きく、また警察権を握

る組織にはその国を統治することが容易になる。そういう意味でも健全な国家組織が健全な理念のもと、破綻国家を建て直すことができると平和構築への道も容易になる。実際ヨーロッパが辿るべき道としては、アメリカとはある一定の距離感を保ちつつ、かつ国際社会における存在感を示していくことである。その際には、現在 NATO のミサイル配備により「新たな冷戦」と呼ばれている米欧とロシアの関係を悪化させないように、その行動に透明性を確保しなければならない。

[注]

- 1) Jeffrey Simon, "Preventing Balkan Conflict: The Role of Euroatlantic Institutions", *Strategic Forum* (Institute for National Strategic Studies-National Defense University), No.226, April 2007, p.1.
- 2) 佐瀬昌盛「古いヨーロッパと新しいヨーロッパ」、『海外事情』、2003 年 11 月、78 頁。冷戦期アメリカに守られることを西欧が受け入れ同盟という形をとり、冷戦後もしくは 9・11 後の世界においては、米国をめぐる同盟のあり方が変化せざるを得ないという立場で書かれたものとして、Rajan Menon, "The End of Alliance", *World Policy Journal*, Vol.20, No.2, Summer 2003, pp.1-20. NATO の立場から、新たな同盟の役割を書いたものとして、David S.Yost, "Crisis Management and Peace Operations", *NATO Transformed*, (Washington DC: United States Institute of Peace), 2001. 等がある。
- 3) NATO の冷戦後の集団安全保障同盟としての意義に関しては、渡邊啓貴「揺れる NATO」、『海外事情』、2003 年 4 月、92-93 頁。
- 4) Dieter Blumenwitz, "Der Europaeische Verfassungsvertrag — Die Chancen und Gefahren des Entwurfs fuer das Gelingen von Erweiterung und Vertiefung der Europaeischen Union", *Zeitschrift fuer Politik*, Jahrgang 51 (Neue Folge), Heft 2, Juni 2004, s.120.

- 5) 能力格差については、例えば渡邊「前掲論文」、94-95 頁、その他に、David S.Yost, “The U.S.-European Capabilities Gap and the Prospects for ESDP”, in Jolyon Howorth and John T.S. Keeler (eds.), *Defending Europe: The EU, NATO and Quest for European Autonomy*, (New York: Palgrave: Macmillan), 2003, p.83.; Robert Dover, “The EU and Bosnian Civil War 1992-95: The Capabilities-Expectations Gap at the Heart of EU Foreign Policy”, *European Security*, Vol.14, No.3, September 2003, pp.297-318. などがある。
- 6) Frederic Merand, “DYING FOR THE UNION? Military officers and the creation of a European Defence Force”, *European Societies*, Vol.3, No.3, 2003, p.265.
- 7) Didier Bigo, “Internal and External Aspects of Security”, *European Security*, Vol.15, No.4, 2006, p.391.
- 8) 例えば、旧ユーゴスラヴィアをめぐる紛争のなかでも特にボスニア紛争に注目し、デイトン合意への外交の道のりに注目した著書は、Richard Holbrooke, *To End A War*, (New York: Random House), 1998 がある。日本においては、月村太郎『ユーゴ内戦—政治リーダーと民族主義』、東京大学出版会、2006 年、がある。これはユーゴスラヴィアの解体をクロノロジカルに書いてある点が非常にわかり易く、地域紛争を捉える際、ただ地域研究の視点からのみで考察するのではなく、国際社会全体での動きとともに捉えようとしている。
- 9) 例えば、植田隆子氏は EU の警察任務に関しては EU の非軍事的危機管理の分野であると分類している。植田隆子「第 2 章 - 共通外交と安全保障」、植田隆子編『EU スタディーズ 1—対外関係』、勁草書房、2007 年、55-77 頁。大芝亮、藤原帰一、山田哲也編『平和政策』、有比較ブックス、2006 年、においては、第 4 章で地域機構は本当に役に立つのか？という疑問を投げかけており、地域機構としての先駆者であるヨーロッパモデルからの脱却についても触れている。また同著 12 章において平和構築における法執行支援の一つとして、警察部門の改革支援について書かれている。法執行活動の一つの任務形態として警察任務を捉えているのは、篠田英朗著『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・機能的分析』、創文社、2003 年、で扱われている。このように、現在国際政治の概説書において、警察部門はヨーロッパがおこなっている一つの側面として取り上げられ、紹介されているが、今後この警察部門がヨーロッパのみならず紛争介入国にとって重要となっていくという論旨での論文は未だに少ない。
- 10) 塚田洋「紛争後国家における警察改革支援—国連ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ・ミッションを一例に—」、『レファレンス』（国立国会図書館調査及び立法考査局）、2007 年 3 月、60-75 頁。
- 11) Robert Barry, “The OSCE: A Forgotten Transatlantic Security Organization?”, *Basic Research Report* (British American Security Information Council), July 2002, p.15.
- 12) Ein Sicheres Europa in einer besseren Welt <http://ue.eu.int/uedocs/cmsUpload/031208ESSIIDE.pdf>
- 13) EU が欧州サミットで取り組む課題として、東南欧、特にバルカン半島の課題があると述べられている。Kalus-Dieter Frankenberger, “Zuversicht in Europas Neuem Sueden- Der “Kroatien-Gipfel 2007” und die Erweiterungen von NATO und EU”, *Frankfurter Allgemeine*, an 9. Juli 2007.
- 14) Crisis Group Report-EU Crisis Response Capability Revisited-, Background Report (Crisis Group), 17th January 2005, p.50.
- 15) Robert Barry, *op.cit.*, p.15.
- 16) Crisis Group Report, *op.cit.*, p.50.
- 17) www.eupm.org
- 18) Crisis Group Report, *op.cit.*, p.51.
- 19) *Ibid.*, pp.50-51.
- 20) David T. Armitage Jr., and Anne M.Moisan, “Constabulary Forces and Postconflict Transition: The Euro-Atlantic Dimension”, *Strategic Forum* (Institute for National Strategic Studies—National Defense University), No.218, November 2005, p.1.
- 21) *Ibid.*, p.1.
- 22) 大芝亮、藤原帰一、山田哲也、前掲書、9 頁。
- 23) 同上書、236 頁。

- 24) James Dobbins, “New Directions for Transatlantic Security Cooperation”, *Survival*, Vol.47, No.4, Winter 2005–06, p.39.
- 25) *Ibid.*, p.39.
- 26) *Ibid.*, p.39.
- 27) *Ibid.*, p.41.
- 28) *Ibid.*, p.40.
- 29) EU の軍事的・非軍事的任務の是非については、植田隆子「欧州連合（EU）の軍事的・非軍事的危機管理—欧州の地域的国際組織による国際平和維持活動の構造変動」、『国際法外交雑誌』、第 102 巻第 3 号、2003 年 11 月、が詳しい。
- 30) David T. Armitage Jr., and Anne M. Moisan, *op.cit.*, pp.1–8.
- 31) Didier Bigo, *op.cit.*, p.399.
- 32) David T. Armitage Jr., and Anne M. Moisan, *op.cit.*, p.3.
- 33) Didier Bigo, *op.cit.*, p.400. ただし、この 2 つの組織の由来から厳密に分類すると、Constabulary Forces とは違うものである。Constabulary Forces は本来軍から発生した組織なので、警察的任務をおびた軍であると言え、カラヴィニアリイ、ジェンダメリは、警察側から発生した警察軍である。この点は、アーミテージ論文では明確に区別されていない。
- 34) *Ibid.*, p.392.
- 35) David T. Armitage Jr., and Anne M. Moisan, *op.cit.*, p.3.
- 36) “Turning Point”, *Jane’s Defense Weekly*, 21st March 2007, p.25.
- 37) *Ibid.*, p.25.
- 38) *Ibid.*, p.26.
- 39) “EU will Einigkeit in Kosovo-Frage wahren-Steinmeier schlaegt Troika aus Moskau, Washington und Bruessel vor”, *Frankfurter Allgemeine*, an 24.Juli 2007.
- 40) JDW, *op.cit.*, p.24.
- 41) Renate Flottau, “Teure Solidaritaet”, *Spiegel*, Nr.30, an 23.Juli 2007, s.103.; “Russland warnt im Kosovo-Streit”, *Frankfurter Allgemeine*, an 23.Juli 2007.
- 42) Didier Bigo, *op.cit.*, p.400.
- 43) Brian Knowlton, “Italian Leader Warns Europe Against Standing Apart From U.S.”, *The New York Times*, March 1st 2006, <http://www.nytimes.com/2006/03/01/international/europe/01cnd-italy.html>
- 44) Steven Everts and Daniel Keohane, “The European Convention and EU Foreign Policy: Learning from Failure”, *Survival*, vol.45, No.3, Autumn 2003, p.167.
- 45) *Ibid.*, p.180.
- 46) *Ibid.*, p.181.
- 47) Crisis Group Report, *op.cit.*, p.2.
- 48) 『日本経済新聞』 2005 年 2 月 23 日。
- 49) 『読売新聞』 2007 年 9 月 14 日。
- 50) David T. Armitage Jr., and Anne M. Moisan, *op.cit.*, p.2.
- 51) *Ibid.*, p.2.
- 52) *Ibid.*, p.5.
- 53) Ronald D. Asmus, “Contain Iran: Admit Israel to NATO”, *Washingtonpost*, February 20th 2006. <http://washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2006/02/20/AR2006022001>
- 54) David T. Armitage Jr., and Anne M. Moisan, *op.cit.*, p.5.
- 55) Richard Holbrooke and Ronald D. Asmus, “Next Step for NATO”, *Washingtonpost*, March 14th 2006. <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2006/03/13/AR200603>
- 56) *Ibid.*
- 57) James Dobbins, *op.cit.*, p.46.
- 58) *Ibid.*, p.47.
- 59) *Ibid.*, p.43.
- 60) Robert Barry, *op.cit.*, p.7.
- 61) James Dobbins, *op.cit.*, p.43.
- 62) *Ibid.*, p.42.
- 63) *Ibid.*, p.44.
- 64) *Ibid.*, p.44. しかし、2009 年発効予定の新たな EU の運営体制に関して定めた EU 新基本条約においては、政策決定の効率化が計られる予定である。
- 65) Müller-Brandeck-Bocquet, G.: „Die Mehrdimensionalität der EU Außenbeziehungen“, in Schubert K. Müller-Brandeck-Bocquet, G.(Hg.): *Die EU als Akteur der Weltpolitik*, (Opladen: Leske Budrich 2000), s.35.
- 66) Ralf Beste, Jan Fleischhauer, Marc Huger, Georg Mascolo, “Weltmacht light”, *Der Spiegel*, Nr.26,

2007, s.28.

67) *Ibid.*, s.28.

68) *Ibid.*, s.29.

69) *Ibid.*, s.29.

70) 『読売新聞』 2007 年 8 月 21 日。

71) 『読売新聞』 2007 年 8 月 21 日。

The Potentialities of EU as the Regional Security Institution —from the point of view of Constabulary Forces—

MORIYAMA Ayumi

Lecturer of the Faculty of Commerce, Chuogakuin University

Abstract

After the end of the Cold War, it seemed that the peace era would come in Europe after a long time. However, through 90's Europe had faced a new type of conflict, namely regional conflict. And Europe has been coping with those conflicts under the cooperation with the U.S., NATO and the U.N.. This Constabulary Forces is an example that EU works in its own right to rebuild the state in which a conflict is about to reoccur.